

令和7年度 事業報告書
(第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務)

自 令和7年 4月 1日
至 令和8年 3月31日

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関
一般社団法人 電気通信事業者協会

令和7年度事業報告

令和7年度においては、基礎的電気通信役務支援機関として、以下の実施体制及び実施方法等により、第一種交付金の交付及び第一種負担金の徴収等第一号基礎的電気通信役務支援業務（以下「第一種支援業務」という。）の円滑かつ的確な推進とともに制度の更なる定着に努めた。

1 第一種支援業務の実施体制の確保

(1) 職員

第一種支援業務に関する事務を執り行うため、第一種基礎的電気通信役務支援業務室に職員として、室長はじめ3名を配置した。なお、当該職員3名は、第一種支援業務のほか聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）第20条の規定により総務大臣が指定した電話リレーサービス支援機関の支援業務（以下「電話リレーサービス支援業務」という。）のみを兼務した。

(2) 設備

第一種支援業務の用に供するための専用事務スペースや基礎的電気通信役務支援業務諮問委員会（以下「支援業務諮問委員会」という。）等に使用する会議室（共用）を確保したほか、事務処理用のパソコン、サーバーやセキュリティを確保するための鍵付き書庫など、専用の器具及び備品を配備した。

2 第一種支援業務の実施方法

(1) 支援業務諮問委員会の運営

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第113条第2項の規定に基づき、以下のとおり支援業務諮問委員会を開催し、当機関の代表者の諮問事項について審議し、適当である旨の答申をいただいた。

① 第58回支援業務諮問委員会（令和7年4月21日開催）

諮問事項：修正合算番号単価等の算定について

② 第59回支援業務諮問委員会（令和7年9月19日開催）

諮問事項：番号単価の算定、令和8年第一種交付金及び第一種負担金の額等の総務大臣への認可申請等について

③ 第61回支援業務諮問委員会（令和8年2月27日開催）

諮問事項：令和8年度事業計画及び収支予算案について

(2) 第一種交付金の交付及び第一種負担金の徴収に係る業務の的確な実施

令和7年度は、合算番号単価2円、修正合算番号単価は3円となったことから、令和7年度における負担金額64.2億円について、合算番号単価2円は令和7年1月から6月分の算定対象電気通信番号数に、また修正番号単価3円は7月から12月分の算定対象電気通信番号数にそれぞれ適用し、各月の番号数分に係る第一種負担金を算定して接続電気通信事業者等（負担対象事業者）20社から徴収し、これを各第一種適格電気通信事業者（NTT東日本及びNTT西日本）に第一種交付金として交付するとともに支援業務費に充当した。

なお、第一種交付金の交付及び第一種負担金の徴収等の支援業務に当たって、引き続き額の確定時等における複数によるチェック、「負担金・交付金管理事務システム」を用いたデータの適正管理、帳票化、関係機関等への確認の実施などにより、納付漏れや疑義等は生じることなく、的確かつ円滑に業務を実施した。

(3) 第一種交付金の額及び第一種負担金の額等に係る認可申請等の円滑な実施

関係法令に基づき、以下のとおり合算番号単価及び番号単価を算定するとともに、第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請を行い、申請のとおり認可を受けた。これらの案件については、その都度報道発表を行うとともに関係電気通信事業者への通知等を行った。

① 第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法

令和8年度における第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法について、法第109条第1項及び法第110条第2項の規定に基づき、令和7年9月19日付けで総務大臣に認可申請を行い、同年11月12日に認可を受けた。

なお、第一種交付金及び第一種負担金の額の算定に当たっては、基礎的電気通信役務支援業務規程第20条の規定に基づき、令和7年9月10日及び11日に会計監査人（公認会計士）による確認監査を受け、「適正なものである」との確認書を受理した。

② 番号単価

令和7年4月には、総務省告示第429号（平成18年7月31日）の規定に基づき、令和6年9月に算定した番号単価について、令和7年7月から12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計を基に修正合算番号単価等の算定を行った。その結果、最終算定月が令和8年3月になると見込まれたことから合算番号単価を2円から3円への修正等を行った。

また、令和7年9月に、令和8年の予測算定対象電気通信番号の総数の合計等を基に令和8年1月から適用する番号単価の算定を行い、合算番号単価を2円とした。

なお、次のとおり公認会計士による外部監査を厳正に実施した。

- ① 令和7年5月に令和6年度決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の監査報告書を受理した。
- ② 令和7年11月に令和7年度中間決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の報告を受けた。

(4) 効果的な周知・広報活動の実施

電話のユニバーサルサービス制度に関する周知徹底のため、次のような取組を実施した。

① 親子見学会・説明会

夏休みの期間を利用した親子見学会・説明会を札幌市内において令和7年7月に開催した。親子見学会・説明会には10組21名の親子が参加し、電話のユニバーサルサービス制度の説明や公衆電話等のかけ方体験、NTTのとう道・北海道警察本部の通信指令室等の見学を実施し、電話のユニバーサルサービス制度についての理解を深めていただいた。

② 報道発表

令和7年4月22日には令和7年7月から適用される番号単価等の修正について、令和7年9月22日には令和8年1月から適用する番号単価の算定結果と令和8年度の第一種交付金及び第一種負担金の額等の認可申請について、また、令和7年11月13日には当該第一種交付金及び第一種負担金の額等の認可についての報道発表を行い、情報の公開に努めた。

③ 新聞広告による周知

令和7年7月から適用する修正合算番号単価について同年6月3日の全

国5紙の朝刊に半2サイズの広告を掲載し、令和8年1月から適用する合算番号単価について令和7年12月10日の全国5紙の朝刊に半2サイズの広告を掲載し、電話のユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

④ WEB広告による周知

令和7年7月から適用する修正合算番号単価について同年6月1日から1ヶ月間、また、令和8年1月から適用する合算番号単価について令和8年1月1日から1ヶ月間、共同通信社と全国紙・地方紙の約50社が共同運営する47NEWS及び各地方紙のポータルサイトにバナー広告を掲載し、電話のユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

⑤ ホームページ等を活用した周知

第一種支援業務に係る情報は可能な限りホームページ等に掲載し、周知に努めた。ホームページのアクセス数は、月平均約3,530回で、前年度の約1,930回に比べて大幅に増加した。また、①修正合算番号単価の報道発表を行った4月はアクセス数が、3,966回、②当該内容の新聞広告及びWEB広告を行った6月はアクセス数が、4,404回と他の月と比べて増加した。

⑥ パンフレット等による周知

令和7年度の電話のユニバーサルサービス制度の概要に係るパンフレットについて、合算番号単価等の修正を踏まえ、令和7年6月に1,000枚を追加作成し、また令和8年度の電話のユニバーサルサービス制度の概要に係るパンフレットについて、12月に1,700枚を作成し、電気通信事業者及び総務省（総合通信局等を含む。）に配布し、同制度に関する周知を行った。

⑦ 負担対象事業者による周知広報活動への支援

令和7年7月及び令和8年1月からそれぞれ適用する合算番号単価等に関する共通Q&Aの作成・配布等を行ったほか、負担対象事業者向けに説明会を開催するなど、事業者による周知広報活動の支援を行った。

(5) 円滑な問合せ対応の実施

電気通信事業者や一般利用者からの問合せ等に即応するためコールセンターを開設しているが、令和7年度の問合せ状況は、合算番号単価の修正があったこと等もあり年間95件となり、修正がなかった前年度（40件）より増

加したが、問合せ対応において、特段の混乱は生じなかった。

3 その他の事項

(1) 独立性の確保

情報の管理を徹底し公正性を担保するため、第一種基礎的電気通信役務支援業務室に、第一種支援業務を行うとともに電話リレーサービス支援業務のみを兼務する職員を配置することで、組織的独立性を確保した。

また、基礎的電気通信役務支援業務規程の情報の目的外利用の禁止規定を遵守するとともに、第一種支援業務のための専用システムを用いる等によりシステム上の独立性を確保することで、情報の目的外利用や情報漏洩等は生じなかった。

さらに、兼務職員や共用施設等に係る費用を配賦基準に基づいて区分し第一種支援業務専用の会計帳簿等を用いて明確な区分経理により会計を整理することで、他の業務との会計上の独立性を確保した。

(2) 効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

第一種支援業務を円滑かつ効率的に実施する視点から、引き続き業務執行体制を堅持しながら効率化を図るとともに、関係規程類の整備や関係機関等との連携に努めた。また、各種の認可申請など法令に基づく所要の手続を遺漏なく実施した。

特に、電話リレーサービス支援業務との兼務を的確かつ効率的に実施するため、業務運営の見直し・効率化、職員の業務知識の向上等により業務執行体制の強化に努めた。

(3) 情報公開の実施

基礎的電気通信役務支援機関の財務状況、番号単価及び修正番号単価や第一種交付金及び第一種負担金に係る情報、電気通信事業者の電話ユニバーサルサービス料の設定状況、その他の第一種支援業務に関する情報について、ホームページ等を活用して公開することにより透明性の確保に努めた。